

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
内閣官房長官 松野 博一 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
財務大臣 鈴木 俊一 殿

地域社会に貢献するシルバー人材センターへの支援を求める意見書

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展している中で、誰もがいくつになっても活躍できる社会の実現が求められている。

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

企業においては、70歳までの就業機会の確保が努力義務とされる一方で、シルバー人材センターについても、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められている。

このような状況の中、シルバー人材センターでは、国の施策の実現や、地方自治体の施策、地域社会の期待に応えるべく、平成30年度から令和6年度までの7年間で期間とする「第二次会員100万人達成計画」を踏まえ、会員拡大、とりわけ女性会員の拡大や企業退職（予定）者層への働きかけの強化の取組を強力に推進しているところであり、80歳を超えても活躍できる就業機会の創出に努めている。

しかしながら、令和5年10月導入予定の消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されるとシルバー人材センター事業に及ぼす影響は極めて大きく、安全適正かつ安定的事業推進のため、下記事項について早急な取組を強く求める。

記

1. 令和5年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金の確保をすること。
2. 令和5年10月に導入予定の消費税における「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が施行されると、免税事業者である会員と取引関係にあるシルバー人材センターには、相当額の新たな税負担が発生する。公益法人であるシルバー人材センターは収支相償が原則であり、新たな税負担は、大きな影響を及ぼすため事業運営が可能となる措置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月14日

四條畷市議会